

第4回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 2月 27日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時30分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	谷田泰
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	森下真博	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	田中 光輝
学校地域連携担当課長	木内俊直	中央図書館長	代田 治

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第4回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により谷田委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第11号 自己情報等開示等可否決定に係る審査請求に対する弁明書の提出について

(学務課)

委員長 日程第一 議案第11号「自己情報等開示等可否決定に係る審査請求に対する弁明書の提出について」、次長と学務課長から説明願います。

次長 議案第11号。
「自己情報等開示等可否決定に係る審査請求に対する弁明書の提出について」。
平成26年2月27日。
提出者は、橋本教育長でございます。

「自己情報等開示等可否決定に係る審査請求に対する弁明書の提出について」。
審査請求申立人より、平成26年2月1日付で、東京都板橋区個人情報保護条例に基づく自己情報等開示等可否決定に係る審査請求の申立てがあった。このことについて、平成26年2月13日付25板総第491号で弁明書の提出依頼があったため、審査庁板橋区長に弁明書を提出する。
記。

1、審査請求に係る処分。

平成26年1月7日付で受理された自己情報等の開示請求についての一部開示の決定。

2、審査請求の趣旨。

自己情報等開示等の一部開示処分の取消しを求める。

3、弁明の趣旨。

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

具体的な内容については、学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは、議案第11号自己情報等開示等可否決定に係る審査請求に対する弁明書の提出について、ご説明させていただきます。

なお、この場では、個人名、住所等につきましては説明を控えさせていただきます。

まず、資料について、確認の意味で説明させていただきます。

まず、1枚目を開いていただきまして、1ページから2ページが弁明書。

そして、3ページから17ページまではこの弁明書の添付書類である区の個人情報保護条例と今回の入学の手續に関する通達となっておりまして、この内容につきましては、今回、説明は省略させていただきます。

18ページは、今回の弁明書提出の根拠になる区から教育委員会に対しての弁明書の提出依頼の文書となります。

19から20ページ、こちらは請求申立人からの審査請求書。

そして、最後の21ページは実際に開示した資料ということになってございます。

では、内容の説明をさせていただきますが、説明の都合上、資料が若干前後することがございますので、あらかじめご了承ください。

まず、19ページの審査請求書をご覧ください。

今回、教育委員会が提出する弁明書はこの審査請求に対するものでございます。

この請求は、請求申立人が教育委員会に対して行った自己情報等開示等請求について、教育委員会が一部開示に応じられないと決定したことに対して、これを不服とし、一部開示の処分の取り消しを求めるものとなっております。

1ページの弁明書の方にお戻りください。

まず、この弁明書の上から2番目、弁明の趣旨のところでございますが、こちらにございますように、教育委員会としましては、この請求の審査を行う区に対して、本請求の棄却を求めるものとなっております。

次に、3、本件処分に至るまでの経緯の(2)でございますが、今回、一部開示とした理由について、板橋区個人情報保護条例に基づき、当該情報を開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあると判断したためということで整理しております。

さらに、具体的な内容について、経緯を含めてご説明いたします。

先ほどの最後、21ページの「住登外入学者調査票」をご覧くださいと思います。

これが実際に、先ほど申し上げましたように、開示した資料でございますが、この中で、1番、続柄に「本人」と記載されたものの情報について、請求申立人がこの本人の法定代理人として請求していますので、自己情報の開示ということになります。

この本人は、住民票上は請求申立人と同居となっておりますので、住民票所在地の学校に入学する予定であったものの、一方の関係人から実際には請求申立人とは同居せず、板橋区に居住実態があるということで、この調査票により、板橋区の学校への入学を申請し、実際に入学いたしました。

請求申立人は、この学校の変更を確認するためという理由で自己情報の開示請求を行ったものでございます。

1 ページの弁明書に再び戻らせていただきますが、この1 ページ目の弁明書の4、審査請求書記載事実の認否及び本件審査請求に対する意見のところでございますが、最初から読ませていただきます。

自己情報等開示等請求書の請求の趣旨及び理由は「変更の状況を確認したい為」であり、審査請求の理由にある「親権変更裁判の判断材料として情報の開示を請求する」については否認する。その余の事実は不知としているところでございますが、当初の請求内容は、ここに書かれておりますように、学校が変わったという変更の状況を確認したいためという理由となっております。

また、資料が飛びますが、20 ページをご覧ください。

本人からの審査請求書の添付として「審査請求の理由書」が、この20 ページでございますが、今回、この審査請求の理由としましては、この20 ページの①、②のところの文末でございますように、「親権変更裁判の判断材料として」とあるように、請求理由が当初と異なっておりますので、これを否認するという意味でございます。そのような事実も不知という形で整理したものでございます。

また、再び、1 ページ目の弁明書に戻りまして、第2 段落は先ほど申し上げました個人情報の部分でございますので、説明を省略いたしまして、3 段落目は、今回、住民票がない状態で板橋区の学校への入学を認めたことについてでございますが、下から3 行目のところでございます。

「住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿を編製すること」に基づき就学手続をとったものであり、違法または不当な点はないということにしております。

以上、申し上げましたように、まず請求理由が当初と異なる、2 つ目としまして個人情報保護条例の関係から一部開示は適当である、また、今申し上げました住民票がなくても入学は適切であるといった観点から、この2 ページ目、裏面でございますように、当庁の処分は適切かつ妥当なものとしまして、本件審査請求は速やかに棄却されるべきという形にしている弁明書でございます。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 何か、色々、複雑な状況なのかと推察されますけれども、基本的にはルールに従って粛々と進めていただければよろしいのではないかと思います。

以上です。

委員長 私も、内容的にはよく分からない面もありますけれども、要するに、請求理由が違うとか、住民票がなくても入学ができるという条例等にのっとって処理されていると思いますので、これはそのまま提出されてよろしいのではないかと思います。

ほかに、ご意見はございますでしょうか。

(なし)

委員長 では、お諮りします。日程第一 議案第 1 1 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第 1 2 号 教育科学館ほか 2 施設の平成 2 6 年度事業計画の承認並びに管理運営に関する基本協定を改定する協定書及び平成 2 6 年度協定の締結について

(生涯学習課)

委員長 日程第二 議案第 1 2 号「教育科学館ほか 2 施設の平成 2 6 年度事業計画の承認並びに管理運営に関する基本協定を改定する協定書及び平成 2 6 年度協定の締結について」、次長と生涯学習課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第 1 2 号。

「教育科学館ほか 2 施設の平成 2 6 年度事業計画の承認並びに管理運営に関する基本協定を改定する協定書及び平成 2 6 年度協定の締結について」。

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日。

提出者は、橋本教育長でございます。

「教育科学館ほか 2 施設の平成 2 6 年度事業計画の承認並びに管理運営に関する基本協定を改定する協定書及び平成 2 6 年度協定の締結について」。

板橋区立教育科学館、榛名林間学園及び少年自然の家八ヶ岳荘の指定管理者から平成 2 6 年度事業計画が別添のとおり提出されたので承認する。また、上記 3 施設の管理運営に関する基本協定を改定する協定書及び平成 2 6 年度協定について、別添のとおり締結する。

提案理由。

板橋区立教育科学館、榛名林間学園及び少年自然の家八ヶ岳荘の平成 2 6 年度業務実施に当たり、指定管理業務の事業計画を承認し決定するとともに、管理運営に関する協定を締結する必要があるためでございます。

具体的な説明については、生涯学習課長から行います。

生涯学習課長 それでは、議案第 1 2 号についてご説明させていただきます。

大変分厚い資料で恐縮でございます。

指定管理者施設 3 施設につきましての平成 2 6 年度にかかわる手続でございます。

まず、平成 2 6 年度の科学館、榛名林間学園、少年自然の家八ヶ岳荘の事業計

画についてのご承認について、ご審議をお願いしたいと思います。

概要を作成いたしましたので、これを中心に説明させていただきます。

まず、「別紙1」をご覧ください。「平成26年度教育科学館事業計画概要」でございます。

ちなみに、科学館は5年間の中間年度に当たることから、来年度に外部評価を実施いたします。

1ページでございますが、まず、1、施設概要の臨時休館日が、夏イベント恐竜展の準備のため7月29日及び施設点検のため1月8日となります。

1ページは、ほかには大きな変更はございません。

2ページでは、職員の配置につきまして、科学指導員が昨年度と比較して2名減になりますが、20日勤務を5名増やすことにより減員を補うとともに、繁忙時などに臨時職員を採用する予定でございます。

また、3の安全管理については、従来どおり、万全な管理を行っていきえるように考えておまして、前年度との変更はございません。詳細につきましては、本編の事業計画書の6ページに記載しております。

お時間の関係もございませぬので、説明は省略させていただきます。

あと、個人情報及び情報公開の取り扱いについても変更はございません。

次に、平成26年度収支計画が記載してございます。

前年度比675万9,000円増ということで、1億6,052万円になっております。

大きなものは、光熱水費の高騰による影響と、前年度、ESCO事業の見直し効果を大きく見込み過ぎたことによるものでございます。

また、施設整備、維持管理費及び修繕工事費では、消費税率3%増を反映したものでございます。さらに、事業運営費では、夏イベント等、展示物の更新費用が増えてございます。

続きまして、3ページの事業計画に移ります。

まず、今回、これまでになかったものとしまして、計画策定における指定管理者の方針を明記しております。

指定管理者としてこれまで培ってきた実績とノウハウを活用し、各種事業を通して、分かりやすく、楽しく、大人も子どもも科学が好きになる場所と機会を提供することを構想として打ち出しておるところでございます。

そして、構想に基づきまして、質の高い科学教育の普及に努めまして、科学技術立国日本にふさわしい人材を板橋から送り出すために事業を展開するとしております。

前年度との変更点がございます。

下の方になりますが、1として、プラネタリウムでは、子ども120円と有料になりますが、教育効果の高い小・中学生向けの天文ビギナー向けのプログラムを行います。

また、特別投影でワンランク上の学習アニメ番組を投影したり、幼児と保護者を対象としたお話しみ聞かせ会を導入するなど、ステップアップを行っていくも

のでございます。

次に、イベント・展示関係では、1として、区立小・中学校の夏休みの延長と連動しまして、夏イベントの期間を延ばしたり、また、このイベント自体を前半と後半で変化を持たせて、2回来てもらおうと、入館者増加を図ります。

また、地下の老朽化した展示物を幾つか新しくし、最新鋭の体験展示物を導入する予定でございまして、本編では20ページに記載がございます。

事業名などにつきましては、4ページ、5ページの方に一覧として表で掲載しておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

こちらに、一応、新規というところで幾つか考えております。

次に、6ページでございまして。

前年度からの変更を表にしておりますが、イベントに「夏休み自由研究フェスタ」がございまして、今年度より始まりました板橋自由研究作品展への参加を促す目的で、7月20日から27日にワークショップを取り入れる予定でございまして。

最後に、7ページに、参考として入館者数及びプラネタリウム観覧者数実績をご覧いただければと思います。

今年度の入館者数は、3月末までを予測しますと、多分、20万人は超えるということで、少し増加傾向にあります。プラネタリウムの観覧者数は、残念ながら減少予測となっております。

平成26年度はこの傾向や平成25年度の反省を生かしまして、各教室やイベントについて積極的に企画開発を推進し、来館者や参加者数の拡大を図る計画を今考えているところでございまして。

急ぎ足で申しわけないのですが、続きまして、「別紙2」榛名林間学園についてご説明をさせていただきます。

榛名林間学園は、次年度が指定管理期間の最終年度で、新たな指定管理者の選定がございまして。

まず、今年度の変更点でございまして、1ページの(4)のところでございます。

食事料金は消費税分を反映して変更させていただいております。

また、(5)の人員配置以下については記載のとおりで、ほぼ変更の箇所はございません。

また、2ページの(8)をご覧ください。

修繕計画でございまして、第一宿舎の1階の宿泊室がカビ臭いという利用者のご意見が多くありましたので、換気扇を取りつけることにいたしました。

次に、(10)自主事業でございまして。

これまで実施してきました「つつじの森ハイキング」は集客が見込めなかったため廃止しまして、この事業では一番人気になっております「ホテル観賞とバーベキュー」を2回実施し、1回、回数増をさせていただくものでございまして。

収支計画でございまして、一番下の方です。

管理運営委託料につきましては、こちらも消費税の増に伴う経費増、3年に1

回の建物の定期点検経費などの増で130万円ほどの増ということで、3,933万5,000円となります。

支出につきましては、フロント事務担当を正規社員にする関係で80万円の増。管理運営経費は光熱水費の値上がりや消費税分の増加で50万円強の増加となります。

また、3の主な変更点でございます。

今までのご説明以外に、アレルギー食の対応を追加いたしまして、さらに一般利用の方への丁寧な対応を行うものでございます。

一番下の利用者数実績でございます。

これは、前年度より若干増加する予定でございます。

続きまして、別紙3「少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者事業計画の概要」で説明させていただきます。

こちら大きな変更はございません。

1ページの(4)食事料金は、榛名と同様で消費税増加分の料金が上がります。変更点は2ページでございます。

(7)施設・設備修繕計画といたしまして、団体棟・からまつ棟の便器の洋式化、また、しらかば棟の1階の廊下のカーペットの張りかえ、団体棟・からまつ棟のドアクローザーの交換などを予定しております。

(10)施設のPR活動では、②の一般団体利用の促進、これのための団体向けの施設案内パンフレットの作成が完了しまして、今日お配りしているもののほかに、個別の企業向けとか、あるいは文化団体向けということで、パンフレットをこのような形で用意させていただきまして、PRに努めていこうというふうなことを今考えておまして、区内企業やスポーツ・文化団体、大学へのPRを予定しております。

(11)自主事業では、これはニーズに合わせて、新たに体験教室として陶芸教室を行います。また、見学ツアーとしましては、リニアモーターカーの工場見学を行う。また、ワカサギ釣りなど、新規で計画をいたします。

3ページ目をご覧ください。

利便性向上のところでございますけれども、これは利用者からのご要望がありましたバスタオルの有料貸し出しなどが追加されるものでございます。

続いて、2、平成26年度収支計画概要でございますが、管理運営委託料につきましては、前年度より319万円増の8,387万3,000円でございます。

収入につきましては、食事料金の値上げ分増を見込んでおまして、支出につきましては、消費税による食材費、人件費、維持管理費の増の分、また、からまつ棟のドアクローザーの交換、3年に1回の建築物定期点検の委託、これを見込んでおるところでございます。

これまでのご説明と重なる部分がございますが、最後に主な変更点を書いてございます。

こちら、一般利用者への食物アレルギーの対応の強化ほか、記載のとおりでございます。

4 ページでございます。

利用実績でございますが、今年度につきましては、正確には、2月、3月分がこれから加わるわけでございますが、最終的には例年と同程度の実績になるかというふうに思っております。

いずれにしましても、先ほどお話ししましたように、一般団体利用のPRを行うことによりまして、次年度は利用者増を図っていきたいというふうに思っております。

ここまでの、事業計画でございます。

次に、基本協定の変更についてご説明させていただきます。

別紙4から6に変更後の対照表をおつけしておりますが、本日、机上で配付いたしました基本協定の主な改正内容にて、一括してご説明させていただきます。

このたび、区の制度、基準等の改正に伴い、指定管理制度導入の区の施設の管理運営に関する事項を改正するものでございます。

まず、1、サービス水準を設定することに伴いまして、事業計画書、報告書に達成状況を盛り込んだ自己評価を記載していただくことになりました。

2点目に、環境マネジメントシステムの具体的な取り組みについて追加してもらうこと。

また、3点目に、災害時における迅速な体制整備のために事業継続計画、BCPの作成を追加してもらうこと。

そして、4点目に、区のファイルストレージシステムの導入に合わせて、指定管理者も区の承認を得てシステムを利用できる記述内容に変更できる内容に変更することとしました。

最後に、消費税率改定が続く予測もありまして、これまで「何%」という形の明記をしておりましたが、これをやめまして「相当分」という表記に変更するという内容でございます。

そのほか、口頭になりますが、指定管理期間の満了時には、指定を取り消された際の原状回復義務の項に引き継ぎ義務についても加えてございます。

以上、基本協定の変更点についてご説明いたしました。

長くなりましたが、最後に、教育科学館、榛名林間学園、少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する平成26年度協定の締結について、ご説明をさせていただきます。

別紙7から9でございます。

こちらの方に、見直しの概要並びに年度協定書案をつけておりますが、ご説明につきましては、先ほどの内容と重複しますので割愛させていただきたいと思っております。

簡単に説明しますと、別紙7の方をちょっと見ていただきたいと思いますのでけれども、第5条、管理運営経費、これが3施設とも増額がございます。

増額の理由は、先ほどお話ししましたように、その多くが消費税増税と光熱水費増額に伴うものでございます。

また、先ほどお話しさせていただきました基本協定の変更により、環境マネジ

メントの運用が削除されているというところでございます。

教育科学館につきましては、平成26年度は、先ほど言いましたが、指定管理期間の中間年度に当たります。したがって、今年、教育科学館につきましては外部評価の実施が加わるわけでございます。

次に、別紙8の榛名林間学園。これは、5年目でございます。

また、別紙9の八ヶ岳荘は4年目ということで、いずれも選定管理期間内でございますので、同様に、3施設それぞれについて、平成26年度の年度協定についてのご承認をお願いするものでございます。

長くなり、雑駁でございますが、ご説明は以上でございます。

基本協定の改正及び年度協定の承認につきましても、あわせてご審議の方をお願い申し上げます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 教育科学館なのですけれども、小・中学校の方の対応というところで中学校の利用が非常に少ない、今年は上一中1校だけだったということでしたが、上三中ですとか、中台中とか、近くに中学校があって、中台中学校の科学部もかなりいい活動をされていますので、そういうところが科学館を利用して、さらにレベルの高い学習ができるように取り組めるといいのではないかなと思いました。

あと、上の研修室があって、私自身もあそこを会議で2回ぐらい使ったことがあるのですけれども、隣にある常盤台の地域センターなどは、利用の抽選が非常に混んでいて難しいというようなことがあるので、利用料の問題ですとかあると思いますが、こういう施設があるということを皆さんにPRしてもいいのかなと思いました。

ただ、そういう目的が違う方が来ることがいいのかどうかというのはちょっと分からないのですけれども、平日はやはり科学館自体の利用者が少ないので、そういうことでも人の出入りというのがもうちょっとあればいいのかなと思います。

あと、榛名には昨年の10月に行かせていただいて、向こうの職員の方から施設や何かについて説明を受けたのですけれども、すごく丁寧に、細かく、施設が老朽化している中で色々な対応をされていたし、ほかの利用団体などの誘致に関してもすごく熱心に行っていたので、地域的な問題とかがあってなかなかこれから広げていくことは難しいのかと思うのですけれども、大変熱心にやっていたという印象を受けました。

以上です。

生涯学習課長 科学館でございますが、ご指摘のとおり、中学生の利用ということで、以前は移動教室に予算があって来ていたということをお願いしてございますが、それがなくなったということですが、今、上一中1校だけが継続して来ております。

午前中は小学校4年、5年の移動教室等が入っておりますので、是非、午後には中学生をもう少し取り込めないかということで、今、指定管理者と協議中でござ

いまして、是非、中学校の方にも情報を提供してやっていけるように考えていきたいと思っております。

また、会議室と研修室の利用について、これはやはりPRが進んでいないかなということがございますので、できる限り、運営に支障がない範囲でもっと活用していただけるように、この辺についてはPR方法を考えていきたいと思っております。

榛名につきましては、老朽化しているという部分もございますが、もう1つは、八ヶ岳と違って、冬場がどうしても利用に値するような形にはなっておりませんので、この辺が大きな課題かなと思っておりますが、やれる範囲で様々な工夫をさせていただこうと思っております。

谷田委員 基本的な部分は消費税とエネルギーコスト等の上昇ということですね。

それから、制度的なものに関しては、区全体としての指定管理者制度を見直す中で、それに追随してということだと思っておりますので、指定管理者制度もこれでもう10年ぐらいになるのですか、どんどん当初考えていたものの成果は上がっているのだと思うのですけれども、修正すべきところはどんどん挙げていったらいいと思うのです。

あと、もう1つポイントになってくるのは、運営をしていただいている側なのですけれども、彼らにやっていただいている中で、多分、もっとこうしたいとか、ああしたいとか、色んな話はあるのだと思うのです。

当然、それは、でもやるとなるとお金がかかるとか色々な問題があるのかもしれないのですけれども、そのあたりの意見というのはどの程度吸い上げられて、それがどの程度形になっているのか。

多分、こういうのは何でも吸い上げたら大変なことになってしまうけれども、全く何もやらないということになるととてもモチベーションが下がってしまうということがあって、そのバランスみたいなものが大事なかなと思うのですけれども、そのあたりは現状としてはどんな感じになっているのですか。

生涯学習課長 運営側の指定管理者の思いをどのように区の方が酌み取り、また、区の方針と合わせていくかというご質問だと思います。

まず、科学館につきましては、今回、先ほどご説明させていただいたように、指定管理者としての方針というものをしっかり打ち出してもらおうというように考えまして、この辺は、年4回、履行確認等で行っております。

科学館は近いので、それ以上行っているわけですがけれども、そういう中で、区として、こういうところをもっと強化すべきではないかというようなお話をさせていただきながら、指定管理者の思いというものについてしっかり出してくださいという話はしてございます。

そういう中で、今、指定管理者の方はもう少し科学に特化するということを重視していて、今まで、地下の展示コーナーでは子どもの遊び場みたいになっている部分があったので、その辺をもう少し科学の専門性を生かせる教育施設としてやっていきたいという思いが指定管理者側にありますので、その辺を酌み

取る中で、もう1つは利用増も図ってもらいたいということで色々ご提案をさせていただき、今回の事業計画に結びついてきたかなと思ってございます。

また、榛名につきましては、これは外部評価で色々意見があって、もう少し民間のノウハウを生かしたような運営が、特に自主事業でできないかという話でこちらは持ちかけてきた部分がありますが、なかなかその辺については、今のところ、大きな変化というものは見られていないところかなと思います。

ただし、それぞれの団体とか、特に学校関係については非常に信頼も厚く、運営されておりますので、今後、そういう民間としてのノウハウを生かすような形の指導というものについて、こちらでもまた提案をしていかなければいけないかなと思ってございます。

そういう意味では、八ヶ岳荘につきましては、区民の皆様も、また議会もかなり関心を持っておられまして、もう少し団体の利用を増やすと。

要するに、少年自然の家ではあるのですけれども、企業とか、大学生とか、そういうところは伸ばせるのではないかというご指摘もいただいたので、今回、対象別のパンフレットをつくって積極的にPRに進めていきたいという考えがございます。

いずれにしても、3施設とも、施設的には老朽化という課題を抱えながら、方向についてはやれる範囲で改修の方も進めていきたいとは思ってございます。

以上でございます。

委員長 八ヶ岳荘を一般の企業等にも誘致していきたいということであれば、「少年」の字が何となく邪魔かなと思います。

施設名を変えた方がいいのではないかなという気がしますし、八ヶ岳に関しましては、先日、学校整備週間の日に校長先生からお伺いしたところによると、スキー教室で利用したときに食事が余りにもひど過ぎたと。

そのときの料金というのは、移動教室用の料金でやっているのか、あるいはスキー特別料金なのかちょっとよく分からないのですけれども、1つには、あのときはチンジャオロースだったのだけれども、それが皿に載っているのではなくて、全部、ご飯の上に乗ってきたと。

確かに200人から行くと、お皿を200枚洗うと洗わないでは随分手間が違うので、つくる方はそのことが多分楽だと思うのですけれども、余りにもひど過ぎたので、それだけが理由ではないのですけれども、来年からはやめたいという話がありましたので、その辺のところを改善していただけるとよいかなどは思っております。

生涯学習課長 その点につきましては、私の方も話を聞いて、すぐ対策をとりたいということで、まずは指定管理者の方に実情を聞きましたら、その辺はこちらの思っていることとちょっと違うというような話も聞いてございます。

今回、中学校については、移動教室のアンケートを早速実施させていただきまして、忌憚のないご意見をまず私どもの方に上げていただく。それをもって指定

管理者の方と改善に向けて協議を進めてまいりたいと思っております、言い分についても、私の方も個人的に色々な学校に聞いてみますと、そこまでひどくないという方もいらっしゃるし、それぞれでございます。

また、冬についてはすぐ冷めるということもあるので、細かく言ってしまいますと、お皿に盛るものは少な目しておく。ただし、どこかの意見があったように、おかわりができないシステムにはなっていないということで、きちんとお鍋とご飯は用意していて、おかわりができるようになっているということについては、ほかの学校にそういう確認をしております。

ということで、いずれにしても、利用をされる方のご意見というのは今後しっかり酌み取って改善していかなければいけないという方向で、今後、検討に入りたいと思っております。

利用料金につきましては、移動教室については一般利用よりかなり低く抑えているところでございます。

委員長　あと、教育科学館の中学生の利用が少ないのはなかなか難しいかなという気がするのですが、例えば、人間的な問題もあるのですが、教育科学館の方から逆に各中学校の文化祭に行つて科学実験をやるとか、名誉館長の実験は結構いつも面白いのですけれども、そういったものを、実際に、名誉館長でなくてもいいのですけれども、ほかの方がやってみるというようなこともやるとかなり科学館に行く人も増えてくるかなという気がしないでもないというように思っております。

生涯学習課長　やっぱり開館時間の問題もございまして。ただし、これは開館をもう少し後ろにずらすとかというように色々検討はしておるのですけれども、延長すると、また指定管理料が上がってくるという話もございまして、この辺については、今後、科学館自体のあり方ということを検討する場をつくりたいと思っておりますので、その辺でしっかり論議をしていきたいと思っております。

青木委員　ざっと全部見させていただいて、科学館の方はやっぱり自然科学系が多いですね。手前みそみたいになってしまいますけれども、板橋区は企業も多いかと思うので、そういうところで、企業と組んだ実験教室というのは結構ほかの区でも私も参加しているのがあつたりするので、うまく生かすという手が1つあるのかなというのと、あと、板橋区にはなかなか理系の大学というのがあるのかなのか、帝京大学さんとかではあるのですけれども、その辺の大学生やなにかで実験教室をやりたいと、うちにもあるのですけれども、そういうボランティア団体がありますので、この辺をうまく活用していただく手はあるのかなと。

実際にボランティアを募っているようなのですけれども、余りその辺が十分周知されているかどうか。

そうすると、自然科学系だけではなくて、いわゆる工学系とか、エンジニア系の、どちらかという物理寄りに興味がある子どもたちが、中学から上、今、そ

の辺の教育が足りないというのが問題になっているので、できればその辺もご検討いただいて、場所があいているのであればやらせていただけるといいかなという気がしています。

生涯学習課長 ありがとうございます。是非、この辺については、青木委員にもご相談をさせていただきながら進めていきたいと思えます。

2期の選定の際には、こちらの方の指定管理者の1つの主張としましては、是非、区内の企業と協働していきたいという方向は示していたのです。ところが、なかなか実態としては、ぐんと増えているような状況にはございません。

接着剤の企業とか、やっておるわけですけれども、食品メーカーとかというのはあるのですけれども、もっともっとその辺についてはやっていく余地があるかなと区の方も考えておりますので、再度そういうご意見をいただいたということで、指定管理者とまた協議を進めさせていただこうかなと思えます。ありがとうございます。

青木委員 私どもも、中小の企業の社長さんのボランティア団体というのがあるのですけれども、科学教室をやりたいという人たちと時々集まって話をしているものですから、その方たちだったら、結構喜んで色々なテーマを提供してくれるというお話をいつもしています。

生涯学習課長 ありがとうございます。

委員長 ほかにございますでしょうか。

では、よろしければ、お諮りいたします。日程第二 議案第12号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三 議案第13号 板橋区立図書館（地域館10館）の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書及び平成26年度協定の締結について

(中央図書館)

委員長 日程第三 議案第13号「板橋区立図書館（地域館10館）の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書及び平成26年度協定の締結について」、次長と中央図書館長から説明願います。

次長 それでは、議案第13号。

「板橋区立図書館（地域館10館）の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書及び平成26年度協定の締結について」。

上記の議案を提出する。

平成26年2月27日。

提出者は橋本教育長でございます。

「板橋区立図書館（地域館10館）の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書及び平成26年度協定の締結について」。

別添のとおり協定を締結する。

提案理由。

区立図書館の平成26年度業務実施に当たり指定管理業務に関する協定を締結する必要があるためでございます。

詳細については、中央図書館長からご説明いたします。

中央図書館長 それでは、板橋区立図書館の管理業務における基本協定書を改定する協定書及び平成26年度協定の締結についてご説明いたします。

資料は図-1になります。

まず、基本協定書の協定書の改定の件でございます。

まず、1番、東京都板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定書を改定する協定書ということで、現在、(1)(2)(3)の3者と協定を締結しているものでございます。

こちらにつきましては、平成25年度より5年間の基本協定を図書館運営事業者と締結しているところではございますが、先ほどの教育科学館と同様に、今回、図書館の方では3点ほどの改定がございます。

恐れ入りますが、本日、別紙としてお配りいたしました「板橋区立図書館（地域館10館）基本協定及び年度協定の主な改定内容」の方をご覧いただきたいと思っております。

まず、Iとしまして、区の制度、基準等の改正に伴い、指定管理者制度導入の区施設の管理運営に関する事項を改定するものです。

まず、1番目としまして、「環境マネジメントシステムの具体的な取組について」の追加でございます。

こちらは、指定管理者が指定管理期間を通じて環境マネジメントシステムを適正に運用し報告等を行うように、「環境マネジメントシステムの具体的な取組について」を別紙で協定書に添付するものでございます。

2点目につきましては、事業継続計画（BCP）の作成の追加です。

区施設管理におきましても、災害時における迅速な体制整備を進めるため、「指定管理者用BCP」を策定するものでございます。

3点目につきましては、個人情報保護に関する特記事項の差しかえでございます。

インターネット等、区が管理するネットワーク以外のネットワークへの接続の禁止について規定した事項を区のファイルストレージシステムの導入にあわせて、

指定管理者も区の承認を得てこのシステムを利用ができる記述内容に修正するものでございます。

これらの記載事項につきましては、基本協定書の対比表（基本協定）の方に記載してございますので、変更内容をご確認いただければというふうに思っております。

続きまして、この別紙のⅡの平成26年度協定の主な改定内容の方に移りたいと思っております。

本日の資料につきましては、会社ごとの年度協定の案ということでおつけしているものでございます。

資料の方も分厚いので、変更内容のことについてご説明させていただきます。

まず、1番目としまして、消費税率の変更に伴い、経費に関する条文を改定するものでございます。

こちらにつきましては、消費税が5%から8%の増税に対するため指定管理料についても改定するものでございます。

3社別の指定管理料につきましては、こちらの本編の資料の75ページのところ、インデックスで「指定管理料（案）」というところがございます。こちらの方に、改定前、改定後の内容についてお示ししてございますので、ご確認いただければと思っております。

次に、2点目といたしまして、第11条（統計及び事業報告）の改定でございます。

こちらにつきましては、現行の統計データの入力及び月次事業報告の報告事項が変更する可能性があるため、こちらの項目に列挙しているものを削除いたしまして、別途定めた報告書による提出というような形で改めたものでございます。

記載内容の変更につきましては、新旧対照表の、こちらは1つの会社の例でございます。

41ページの（1）のところにございますが、真ん中の段が今までの例でございます。こちらの方に、以前はア、イ、ウ、エという形で統計の項目を列挙して、追加があった場合は年度協定のところに追加していくというような形で、順次、追加項目を挙げていたところですが、こちらの方は、報告の様式・方法等については別途定めるというような形で、追加項目があった場合も年度協定を変更することがないような形で対応するものでございます。

3点目につきましては、それぞれの会社の環境マネジメントの項目の削除でございます。

こちらにつきましては、基本協定の方で指定管理者期間を通じた取り組みということで明記したため、年度協定で重複する記述について削除したものでございます。

なお、削除に伴いまして、それ以降の条文についての第何条の項目のずれが生じているものを修正してございます。

年度協定につきましては、以上でございます。

なお、平成26年の事業計画につきましては、今、各図書館と協議をしてござ

いますので、3社10館につきましては、次回の教育委員会でお諮りいたします。
説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

これは、主なところは区の方針によるものと、あとは消費税にかかわるものではないかと思えます。

平成26年度は、また次回ということでございますので、基本協定に関しては特に問題はないと思えますがいかがでしょうか。

特にご質問、ご意見がなければ、お諮りします。日程第三 議案第13号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第四 議案第14号 区立幼稚園長の任命について

(指導室)

委員長 日程第四 議案第14号「区立幼稚園長の任命について」、この議案は人事案件のため、非公開とし、議事進行の都合上、委員会の最後に審議を行うこととします。

○報告事項

1. 専決処分の報告について

(庶一1・庶務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「専決処分の報告について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 資料「庶一1」をご覧いただきたいと思えます。

プライバシーの関係上、一部非公開となっております。

事故の発生でございます。

平成25年9月27日金曜日、中学校の校外学習の帰校途中、生徒が都営地下鉄春日駅構内において被害者と接触して、被害者が転倒し、負傷したものでございます。

示談の相手方は記載のとおりでございます。

プライバシーに配慮する必要があるため、書面にてご確認いただきたいと思えます。

損害賠償額は6万390円。

示談の成立日が、本年1月31日。

示談の処理でございますが、区は、本事故による被害者の損害額にあたる金額

を相手方に支払うこととし、今後、双方間において書面に定めるほか何らの債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わしてございます。

支払いでございますが、平成26年2月13日、全額を相手方にお支払いいたしました。

ちなみに、示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険によって、全額が補填されるものでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 金額からすると、そんなに大ごとではなかったということなのですか。

庶務課長 お医者さんにかかる治療費等の額になります。

委員長 接触の状況はよく分かりませんが、いずれにせよ、その被害に遭われた方には申しわけないと思いますので、きちんとこれで解決できたということで、よかったのではないかと思います。

○報告事項

2. 平成25年度学校整備週間実施結果について

(庶一2・庶務課)

委員長 では、報告2「平成25年度学校整備週間実施結果について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 「庶一2」の資料をご覧いただきたいと思います。

平成25年度学校整備週間実施についてご報告いたします。

この事業に関しまして、ご協力ありがとうございました。

学校整備週間の関係につきましては、実施案のとおり実施させていただきました。

2の実施結果の確認につきましては、記載の日程におきまして、委員の皆様と事務局職員において視察をしてございます。こちらも案のとおり実施させていただきました。

視察の結果ですが、昨年度の指摘箇所については、全て対応済みであったということを確認してございます。

それと、老朽化等で施設改善等の要求が多くありましたけれども、各学校でおおむね良好に整備されているということと、学校で改善が必要な事項等につきましては、教育委員会の事務局の方で整理しているところでございます。

主な指摘事項でございます。

まず、①廊下・音楽室等のピアノの固定具が設置されていない。

②避難器具・消防器具等の前に机などの什器が置かれている。

③節電のための蛍光灯の間引きを実施しているが、漏電等の安全確認がされていない。

④テレビ台またはテレビが固定されていない。固定バンドが緩んでいて、不備のものもございました。

⑤事務室のファイルサーバがセキュリティーワイヤー等で固定されていない。

⑥外部記録媒体管理簿に一部不備があったものもございます。

⑦化学物質関係の帳簿に一部不備が見つかりました。

⑧サッカーゴール等の置き方に安全配慮がなされていない。

⑨図工室の電動のこぎりの歯が設置したままになっている。

⑩屋上の排水口に枯葉等が堆積している。

軽微な事項については口頭で指導を行っているものもございますが、あらかじめ10点について、こちらの方に集約されたものもございます。

それと、指摘事項等の改善につきましては、各学校に通知いたしまして、改善対応状況を把握してまいります。

それと、本年と同様に、対応が終了次第、この委員会の方にご報告していきたいと考えてございます。

ご報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 こういう形で去年の指摘事項の確認を含めて、PDCAが回るような形でやっていただけてよかったと思いますので、こういう形で今後も実施していただくとうれしいのかなと思いました。

委員長 そうなんです。以前は回っても、去年指摘したことが直っていなかった学校などというのもままあったりしましたので、そういう点では非常によかったかなと思っています。

根本的な学校の構造に問題があるようなところもありますし、あるいは工事は特に、あいキッズの工事のために多分急いで工事をやっていると思うのですが、そのためのペンキのにおいが非常に強過ぎて、ちょっと授業にも差し支えかねないというところもありました。だんだんにおいは引いていくと思うのですが、それが4月に使用するとききちんと規定のレベル以下になっているかなという心配があったところもありました。

それから、体育館が木造の床になっておりますけれども、はがれるというか、めくれるというか、ちょっと溝になっているところがあって、特に体育館は、実際に手をついたりすることもあるので、その辺は至急修復した方がいいかなと思いました。

そんなところが主なところですよ。

庶務課長 報告については、今年度、平成25年度も実施させていただきましたけれども、

今後はなるべく速やかに、もう少し早い段階で報告できればと思っています。

学校地域連携担当課長

一部施設であいキッズに移行するために、現在使っている通常の教室を改装してというところだったので、確かにペンキ等のおいがまだ残っていると。学校の先生方に換気をしていただきながら、ちょっと寒い時期でもあったので、できるだけそういった工事自体も夏休み期間中にとすることで当初は予定していたのですが、こここのところ、ちょっと入札の不調が続いてしまい、最終的に年度末になってしまったというところがございます。

今後、児童への配慮というところも考えながら進めていきたいと考えております。

新しい学校づくり担当課長

もう1点、体育館の床の部分的のはがれの話が出ておりましたけれども、状況に応じて、私どもの新しい学校づくり担当課の方へ連絡をいただければ工事の対応ということで補修をしている実績もありまして、現在、相談を受けている学校もございません。

ただ、一部のはがれとか、それは大変危険なのですけれども、その辺は学校で持っている予算での対応ということで、私たちに手が出せないところもございまして、その辺のあり方については、かねてから処置の分担というところは重ねて説明をしているところですので、役割のところも徹底していければと思っています。

委員長

そうですね。そういう工事の分担がどちらかということで延び延びにならないように。

新しい学校づくり担当課長

そうですね。まずは金額のところ、学校対応と私どもが引き受けるというところが出てきますので、その動き出しのところがスムーズにいけば、対応も早くなるのかなということを考えています。

庶務課長

今の案件につきまして、かなり、私ども事務局の方に上がっていない案件が、委員の先生方に直接上がった部分がありまして、その話は聞いていないのですというのが結構ありました。

先日の校長会のところで、私の方から、必ず案件があった場合には事務局の方に上げてくれということはお話ししてございます。

委員長

それは、恐らく、過去に事務局に上げてもなかなかやっただけなので、だから言わないのだという部分が多少はあるかなとは思っておりまして、我々が行くことによって、その辺を掘り起こしているのです、整備週間は非常にいいかなと思っております。

高野委員

私も、近くの学校は行くことが多くても、地域によってはなかなか行く機会が

ない学校もありますので、この整備週間で色々な学校に伺って、学校の様子や校長先生とお話をさせていただくことで、大変勉強になってよい機会だと思います。

また、ほかの委員の報告書なども拝見して学校の中の状況がとてもよく分かったのですけれども、ただ、1つお願いなのですが、日程の組み方で、私は去年と今年で同じ学校がすごく多かったのです。

それで、逆に言うと、なかなか普段の学校公開とかで伺えない地区もあるので、日程の時間が非常にタイトなので、その辺の理由があるんだと思いますけれども、今度また組むときに、今まで行ったことのない学校に行かせていただく機会があれば嬉しいなと思っていますので、是非、よろしく願いいたします。

委員 長 多分、住所を中心に大体決めていただいている部分があるかと思うのですけれども、では、それはやめますか。そうすると、多分、時間的にちょっと往復の時間がかかってくる部分があるのでしょうか。

庶務課長 そうなんです。時間を優先して考えると、学校の運営の関係もありますので、その辺のところ、ちょっとまたご相談させていただきます。

委員 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 平成26年度周年行事日程について

(庶一3・庶務課)

委員 長 では、次に、報告3「平成26年度周年行事日程について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 「庶一3」の資料をご覧ください。

平成26年度の周年行事の日程が固まりました。式典の挙行日が重複しないように調整いたしまして、決まりましたので、お知らせさせていただきます。

こちらに記載の7校が該当してございます。よろしく願いいたします。

委員 長 ということですので、よろしく願いいたします。
質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

4. 板橋区立学校園における学力向上に向けた取組の方向性(案)

(指一1・指導室)

委員長 では、報告4「板橋区立学校園における学力向上に向けた取組の方向性（案）」について、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一1」で、A3版になってございますものです。

本区の学力向上につきましては、以前、3本の柱でお示しさせていただいております。

1つは授業改善、もう1つが補習教室、もう1つが家庭学習の習慣化。この3つの柱を具体的に示すものがこの「取組の方向性」でございます。

この方向性をつくるに当たっては、秋に小・中学校の校長6名を連れて福井に視察に行って、福井県の状況で板橋に取り入れられるもの、もう1つは区内で研究校を幾つか指定しておりますが、その研究校の研究の成果を他の学校にも生かす、この2つの視点からこの「取組の方向性の（案）」として示したものでございます。

左上でございますが、学力向上のための授業づくりとして、これまでも授業改善の視点として、①②③については各学校に徹底しているところですが、2つ目の○授業中のマナー・ルールの徹底を図っていきたいと考えております。

これについては、教員が授業に臨む姿勢と子どもたちが授業に臨む姿勢の2つに分けて考えたいと思っております。

教員の授業に臨む姿勢、これは当たり前の話なんですが、時間を守る、ねらいをはっきりさせる、どの子にも声をかける、これだけは少なくとも授業でやりなさいということ徹底して行うということでもあります。

子どもたちの授業の姿勢については、いわゆる授業規律として、志四中とか西台中は結構研究をしてきたものですが、これも当たり前の話なのですが、当たり前のことを徹底してやる。難しいことはやる必要がない、当たり前のことをやるというような意味合いのルール・マナーの徹底です。

3個目の○はノート指導の例ですが、授業改善の中で問題解決・課題解決の形と共同学習という視点を入れている以上、子どもたちが自分自身の課題を解決する時間や、自分の考えを整理して友達と協議し合う、話し合うための整理が必要ということでノート指導をさせたいと思っております。

左側の方がいわゆる理数系のノートの指導のあり方ですが、これは幾つかの研究校でもやっていますし、福井でもやっているのですが、問題、自分で考える、実験・実行してみる、友達の考えと比較する、最後にまとめる、というのを見開きの形でというようなノートづくりをしていただきたいということです。

これについては、板七小と高一小の例を挙げていますが、今年度も板四小、新河岸小、志村小などもこの形で行っていますし、ほかの中学校の数学でも一部取られている形でございます。

右側の方は、そのほかの教科としまして、社会科が比較的ノート整理がしやすいということで社会科の例を中学校で調べていますので、加賀中であるとか、赤二中がこの形をとっています。

中学校の社会科は割と知識理解に関するものも多いので、そういったものは比

較的教員がプリントを配って子どもたちにさせるということが多くあります。

したがって、そのプリントを配ったものを左側のページで基礎・基本として押さえておきながら、右側の方にはそれをもとにして、自分が社会情勢であるとか、歴史の背景を考えたものを記述する、そういったノートづくりをしてほしいということを提案するものでございます。

右上でございますけれども、授業づくりについては、(2) (3) (4)にあるような、小・中連携、フィードバック学習を中心とした基礎・基本の徹底、それから教育支援センターの下支えといったところもあげていきたいと思っております。

大きな2番ですが、補習教室や個別学習の一層の充実ということですが、

これは、これらの学力調査等でも明らかになったとおりの板橋の子どもたちのでこぼこの状況を分布図として、下の子の層が比較的多いところから個別指導を充実させるということは言ってきたところですが、来年度から、夏休みの短縮時間を廃止してそこに個別指導を充てるということも入れさせていただいて、子どもの学習状況に応じた学習を保障することで基礎・基本を徹底させるということを狙っているものです。

3番目ですが、家庭学習の習慣化については、これも板橋の子どもたちの特徴として家で勉強をしないというようなところが挙げられておりますので、例えばですが、これを実施する時間として学年×10分以上程度。

小学校3年生であれば30分、中学校2年生であれば8学年という考え方で、80分以上家で学習する状況をつくりたいと思っております。

これについては家庭との協力が欠かせないわけですが、可能ならば、小学校の低学年のうち保護者の方が一緒にそばについてあげるか、横に寄り添ってあげるという形で家庭学習の習慣化を図っていききたいと思っております。

あとは、(3)についての「小学校入学前に身に付けたい10の生活習慣」というのは生涯学習課でつくっていただいているものがありますが、これをもっと効果的に活用できないかということで、生涯学習課との連携を図りながら、就学前の子どもたちの生活習慣に加えて、例えば読書の習慣であるとか、そういったことも含めて、広く学力向上を徹底していききたいところでございます。

今回、案としてお示ししたものはもう少し校長会と詰めていきたいと考えておりますが、3月の定例校長会ではこんな方向で教育委員会としては考えますということをお示しできる資料としていききたいと思っております。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 大分、具体的なところまで突っ込んでいただいている感じで、これを板橋区全体で推進していくということはとてもいいのではないかと思います。

では、すぐ4月からぱっとみんなが始めるというようにはなかなかないかもしれないですけども、先ほどのお話にあった成功事例の共有みたいなことも

是非徹底していただけたらいいのではないかと思います。

青木委員 私も同じ意見で、非常に具体的なことが求められていると思うのですが、学校整備週間で校長先生とお話をさせていただいた点も含めて、今回出している大きな骨子というか、ポイントは、多分、これは大学でも共通していることです。

インセンティブ、興味・関心を高めるポイントがこの①の改善の中に含まれているかなと思うのと、2番目の授業におけるルール・マナーの徹底も、これは大学でも同じなのですが、スタディスキル、勉強の仕方、それからルール・マナーを教えるというところで、この2つのポイントは大学生であっても全く同じ。多分、ステージごとに、小学生なら小学生なりの、中学生なら中学生なりのというのがあって、その都度、全くこれと同じことを繰り返していく。

ただ、あなたたちはステージが上がったよというようなことを子どもたちに必ず理解させながら、そこの興味・関心の部分とスタディスキル、レベルが上がったのだから勉強の仕方、ノートの整理の仕方を変えなさいというような指導をしている感じなのです。

それから、その辺を、もうちょっと具体化、それぞれのステージでという形でしていけるといいなと。恐らく、これはこの中にまさに書いてある小・中の連携という中で実現ができていくのかなと思っています。

それで、具体的に多分検討されているとは思いますが、実際に私どもの教育機関の中でも新人教育というのをやっています、その中で、私が少なくとも自分自身も経験してみて非常に効果的だと思っているのは、自分の授業をビデオに撮ってもらったのです。

それは、目的としてはeラーニングの教材をつくらうと思って。授業に出られなかった子どもがインターネットを通じて、その授業の補習の観点から、その授業を夜ですとか、自分のあいている時間に見直すという、そういうコンテンツをつくる目的だったのでありますが、撮られた授業を自分で見直してみると、自分の弱点がものすごく分かります。実は、すごく恥ずかしい。

それを先生たちに見ていただくと、チョークの書き方ひとつでも、黒板に向かって書いているのを、ちゃんと生徒たちが見えるように書くとかというようなことが自分の中で少しずつ理解ができてくるので、その辺を具体的な指導の中に盛り込んでいくと実効性があるものになっていくかなという気はしております、その辺を是非校長先生とお話しいただいて、まさに先ほどの委員の皆さんから出ている「実効性がある」というところにつなげていただきたいと思います。

以上です。

指導室長 授業の映像化は、若い教員は、一緒に見ている教員が撮って、それこそどんなふうに子どもに語りかけているのかとか、黒板にどうやって書いているのか、立ち位置はどこに立っているのかということを各学校で指導しているというのが実態としてあります。

青木委員 きっと、いいと思います。

指導室長 一方で、できる教員のビデオを撮っていこうと思っていて、これは支援センターができたときに、ライブラリに載せて、小学校の国語の授業の模範的な授業がどこの学校でも見られるようにという、そういうシステムをつくっていこうとは思っています。

そういうのを見たいという声が若い教員に特に多いのですが、なかなか学校から出ていられないということを考えたときには、学校の中で、モニターで見て参考にできるものはしていきたいと思っています。

青木委員 今、大学の中でも「MOOC」と言われるキーワードがあるのですが、これはアメリカの大学、特に、MIT、スタンフォードやなにかを中心に、有名な教授が授業を全部ネットで公開している形。これが新しい教育のモデルとして提案されています。

逆に言うと、世界のどこでもそういう有名な教授の授業が聞ける、見られるという形で、そういうものを逆に使って、見てきてどう思ったというところから授業をつくるような、発展学習の意味合いも含めたような新しい授業形態が高等教育やなにかでも展開され始めましたので、その辺が初等・中等にどのような形でおいてくるかということも校長先生にはちょっとお話しいただくと面白いのかなと思っています。

高野委員 私も、色々な学校の研究発表を拝見してきて、やはりこの志村四中の授業におけるマナーとか、色々な学校でのノートの取り方とかというのはとても印象に残っていました。

それがこういう形で研究をしていなかった各学校にもどんどん広がっていくということで、大変よいことだなと思っています。

指導室長 こんな言い方は変かもしれないのですが、教育委員会がここまで細かいレベルまで言っているところは余りないかなと実は思っておりまして、教育委員会としては、全体の包括的な目標とか、豊かな心とかそういうのはありますけれども、ルールとマナーを少なくともこれだけやれとしているようなことは余り多分他ではないかなと。

当然、ノート指導についてもそうなのですが、「こうやってノートをとりなさい」と教育委員会が言うケースというのは余り私の経験上聞いたことがないので、板橋の特徴にしていきたいとは思っています。

委員長 そうですね。授業研究なり学校公開で色々な学校を拝見させていただいておりますけれども、ここのマナー・ルールのところを見て、あそこの学校、あそこの学校とはどこだと覚えているわけではないのですが、もっと改善した方がいいかなという学校も多々あるように感じております。

先日、中学校の校長先生からお伺いしたのは、小学校でフィードバックをずっとやってきて、その子たちが中学校に上がってくるわけですがけれども、せっかくフィードバック学習をやっていても、継続してやっていないような子はやっぱり忘れてしまっている部分も結構多い。

やっぱり、実際に身につけるには、単純に覚えるだけではなくて、そのときに経験とか体験を伴っていないものはどうもすぐ忘れてしまう傾向が多いのではないかなというお話もあって、授業の上で色んな形で、ITを使うなり、実際の物を使うなりして、体験とか経験を伴いながら学習していくと記憶に残りやすいというのがあるんだというお話も伺ったりして、そうかなと納得して帰ってきたんですけれども、そんなことも感じたりしておりました。

でも、このように具体的に細かいことまで取り組む方向性を示していただけると、各学校の方もやりやすいのではないかなという気がいたします。

ただ、「そこまで押しつけるのか」と反発する校長先生が出てこないことを期待しておりますけれども。

指導室長 やってくれと言うしかないかなとは思っています。

フィードバックについては、板橋の特徴と思っていますけれども、要は、学び直しができる学力テストというふうに理解していますので、子どもはそのときに教わってぴんとこなかったけれども、何年かたったら「そういうことね」と分かってもいいのではないかと。

分からないのを放っておかないで、いつか分かるように、中学校段階では分かるようにするというのを各学校には話をしていますので、そういったところも活用していただければいいかなと思います。

委員長 ほかに。よろしいでしょうか。

(はい)

委員長 それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

指導室長 今、資料を配らせていただきました。

実は、先般、本区のいわゆるキャリア教育が非常に充実しているということで文部科学大臣表彰を受けて、教育長がその会に出席して、直接、文部科学大臣からではなかったのですが、表彰を受けてまいりました。

これについては板橋区のキャリア教育の推進資料で、これは平成23年度に作成したものですけれども、保育園・幼稚園から中学校3年生までで、子どもたちが将来的に勤労観とか仕事観とかといったものをどうやって身につけていくかということを体系的にまとめたものが最終的には評価されたものと思っております。

小さい子たちについては、学級での係活動で人に奉仕する態度であるとか、5、

6年生でいえば委員会活動などで学校全体に奉仕するもの、中学生でいえば地域の方々にご協力いただいている職場体験が中心となりますけれども、そこで勤労観とか職業観を育てていっているという事情でございます。

職場体験についてはまだ課題は色々ありまして、今、条件整備を庶務課とともにしているところでございますけれども、こういったことを子どもたちがやっていることを国の方で評価いただいたということはありがたいことだというふうに思っておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

教 育 長 補足いたしますと、板橋区はキャリア教育ということで表彰を受けたのですが、表彰を受けました教育委員会は全国の区市町村の教育委員会で7団体、そのうちの1団体ということですので、それなりの評価をいただいたのかなと思っております。

委 員 長 以前から、よく取り組んできた成果だと思います。
ほかに、ございますか。

庶 務 課 長 昨日は、教育懇談会、ありがとうございました。保護者の方は86名の方に参加していただきまして、私は初めてだったので、あんなに活発に皆さんがご意見をしゃべっているのだなと、ちょっとぐるぐると回りながらお聞きしていました。

また、反省点等もあるかと思っておりますので、後ほど、ご意見をいただければと思います。ありがとうございました。

中央図書館長 最近、新聞報道等ございましたアンネの日記に関する切り取り事件について、経過並びに状況についてちょっと報告させていただきたいと思っております。

まず、結論から申しますと、板橋区の図書館内では、今のところ、被害の確認はされてございません。

経過としましては、2月3日に、まず練馬区の光が丘の図書館から、1週間ほど前ですので、1月下旬頃アンネの日記の切り取りが相次いでいるという電話連絡を受けまして、板橋区でも同様の事例がないかということで、区内各館を調査いたしました。被害は認められませんでした。

その後、1週間ほどたちまして、2月7日金曜日に、また練馬から連絡があり、練馬区はこの第4ブロックの幹事の区でもございますが、中野区、杉並区でも発生していることが判明し、その後、豊島区でも発生したとの情報を得ました。第4ブロックで、板橋区以外、みんな被害に遭っているというような状況が確認されたところ。よって、再度、区内各館に点検を指示いたしました。特に被害は確認されませんでした。合わせまして、巡回の方を強化するというような形にしております。

そして、今度は光が丘図書館に、毀損状況の特別区内の調査をしたいというこ

とで、それを受けまして全館にまた調査して、それに回答したということになってございます。

そして、2月21日にNHKでニュース報道等がございまして、その中で、被害の状況が、区と市を合わせまして8区市で被害が確認されているということでございました。

それを受けて、2月21日の夜に東京都から区内の図書館の被害状況調査ということがございまして、それは24日に回答してございます。

また、合わせまして、電話等でNHKとか高島平の警察署から被害はないのかというような電話を受けまして、被害は当区ではありませんということでご回答しているところでございます。

また、2月25日に東京都の調査の回答結果が参りまして、最終的に、今回の事件を受けまして、図書の取り扱いについて、開架のままか、カウンターの方へ変更したか、閉架書庫へ移動したかというような調査がございまして、結局、東京23区では、カウンターの方に扱いを変更した区が6区ございました。また、閉架へ移動した区が1区ございました。

なお、板橋区につきましては、今のところ、巡回強化並びに定期的な所蔵点検を行い、今のところ、開架のままという形で実施しているところでございます。

あわせまして、昨日の夜、文部科学省から各都道府県の教育委員会を通じまして、注意喚起を各館でしてくださいという通知が来てございます。

次は、板橋区の所蔵状況ですが、アンネの日記につきましては、全館を合わせまして22種類、77冊。また、アンネ・フランクの本で49種類、93冊が所蔵されてございます。

また、アウシュビッツとか、ユダヤとか、そういった関連ワードを広げますと、関連図書はおよそ600種類以上になるというのが今の区の所蔵状況でございます。

今のところ、巡回強化、定期的な所蔵点検という形での対応を図っているのが現状でございます。

報告は以上でございます。

委員長 被害がなくてよかったと思います。
ほかに、ございますか。

(なし)

委員長 それでは、先ほど申し上げましたように、議案第14号については非公開として審議いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方へはご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第四 議案第14号 区立幼稚園長の任命について

(指導室)

(非公開)

委員長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 30分 閉会